

献呈の辞

遠藤昇三先生には、二〇一二年三月末をもって、めでたく定年を迎えられる。

先生は、一九七五年四月に島根大学文理学部に赴任された。一九七八年文理学部は法文学部と改組され、両学部あわせて実に三十七年もの長きに涉って活躍してこられた。まさに草創期から現在にいたるまで島根大学法文学部とともに歩んでこられたことになる。その間、ご専門である社会保障や労働法の分野でめざましい研究成果をあげられるとともに、学生の立場に立った丁寧な指導で多くの「遠藤ゼミ」生を育てあげられてきた。また学部運営にあたって各種委員に精勤され、法学科長の重責を見事に果たされるなど、多大な貢献をなされている。

門外漢である私は、遠藤先生のご業績について詳しく語ることはできない。しかし、六冊の著書と三十本をこえる論文を一覧するだけで、先生がいかに持続的に研究に精励されてこられたか、また学会にいかに多大な貢献をなされてきたかは一目瞭然であろう。

先生は寡黙な方であったが、一方教授会において静かな口調で理路整然と発言されるさまは印象的であった。また昼休みになるとテニスウェアに着替えて颯爽とコートに向かわれる姿も法文学部の日常的光景である。それらを目にすることができなくなることは寂しい一言に尽きるだろう。遠藤先生、長きに涉りご苦勞さまでした。ありがとうございました。

二〇一三年三月

島根大学法文学部長 武田信明

献呈の辞

林 弘正先生は、中央大学大学院法学研究科刑事法専攻博士後期課程を修了された後、平成十六年三月まで清和大学などで刑法をはじめとする法律学の教員をされた後、「是非、山陰地方に法科大学院を」という地元の方々の熱い思いに応えるため、同年四月の鳥根大学大学院法務研究科（山陰法科大学院）発足とともに、同研究科の刑事法担当の専任教員（教授）として赴任されました。

先生は、本研究科では刑法、刑事法総合、刑事法入門の授業を担当され、学生への熱心できめ細かな指導には、司法試験合格者をはじめとする多くの院生が深い感謝の念を抱いてきたところです。

研究面においては、先生は、ご著書『改正刑法假案成立過程の研究』（二〇〇三年）、『児童虐待 その現況と刑事法的介入 [改訂版]』（二〇〇六年）、『児童虐待Ⅱ 問題解決への刑事法的アプローチ』（二〇〇七年）、『相当な理由に基づく違法性の錯誤』（二〇一二年）をはじめとする数多くの研究論文・著書を発表され、わが国の刑事法学の発展に寄与されました。これらは、本研究科における先生の教育を支えるとともに、教授会等における研究科運営や教育改善に関する発言を裏打ちするものです。

先生はまた、全国的にも注目されている鳥取地裁での裁判員裁判（上田美由紀被告事件）について、BSS 山陰放送「レポート山陰」でコメントをされるなど、近時の山陰地域の重要刑事事件について、マスコミを通じてその研究成果を踏まえた発言をされています。山陰地域の法科大学院の一員として、地域に対し重要な貢献をいただいたものと感謝する次第です。

いま先生のご退任のこのとき、先生のご功績に深く感謝するとともに、厳しい環境下にある山陰法科大学院ですが、先生の期待に応え、山陰地域に根ざした法曹養成機関としての本研究科の教育をさらに前進させることを誓い、また先生のますますのご健勝とご活躍を祈念しつつ、ここに『島大法学』を

島大法学第56巻第4号

編集し献呈させていただきます。

二〇一三年三月

島根大学大学院法務研究科長 藤田達朗